第一号の表備考ハ中「第七号又は第八号」を「第九号又は第十号」に改め、同表備考ト中「第九号」を「第十一号」に改め、同表備考チ中「第十号」を「第十二号」に改め、同表備考ノ中「ナ、ラ、ム又はウ」を「ラ、ム、ウ又はヰ」に改め、「締結されていた場合」の下に「（当該三年間のうちに規則第四十九条ただし書第二号（規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。）に定める期間がある場合にあっては、当該三年間に三回その共済責任期間の終了する日が含まれる継続契約が締結されていた場合）」を加え、同表備考ノを同表備考オとし、同表備考ヰ中「ウ」を「ヰ」に改め、同表備考ヰを同表備考ノとし、同表備考ウ中「ナ、ラ又はム」を「ラ、ム又はウ」に改め、同表備考ウ一中「同表の下欄に掲げる割合」の下に「（当該共済契約に係るてん補方式が地震等限定てん補方式である場合にあっては、百分の百）」を加え、同表備考ウを同表備考ヰとし、同表備考ヰ中「ナ」を「ラ」に改め、「百分の九十）」の下に「（当該共済契約に係るてん補方式が地震等限定てん補方式である場合にあっては、百分の百）」を加え、同表備考ムを同表備考ウとし、同表備考ラ中「ナ」を「ラ」に、「第五十四条第八号」を「第五十四条第十号」に改め、同表備考ラを同表備考ムとし、同表備考ナ中「百分の九十）」の下に「（当該共済契約に係るてん補方式が地震等限定てん補方式である場合にあっては、百分の百）」を加え、同表備考ナを同表備考ラとし、同表中備考ネを備考ナとし、備考リから備考ツまでを備考ヌから備考ネまでとし、備考チの次に次のように加える。

リ　「地震等限定てん補方式」とは、規則第五十四条第七号（規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる要件に該当する特約に係るてん補方式をいう（以下同じ。）。

第二号中「場合を含む」の下に「。以下同じ」を、「法第百十二条第二項の基準共済掛金率」の下に「（次号に規定するものを除く。）」を加え、同号の表（備考を除く。）を次のように改める。

漁業の種類	てん補方式				
	全事故比例てん補方式	約定限度内てん補方式		地震等限定てん補方式	
		特約で定める割合が三〇%の場合	特約で定める割合が二〇%の場合	特約で定める割合が一〇%の場合	
北海道の地先水面においてけた網を使用してほたて貝をとることを目的とする漁業	九・二一%	五・八五%	四・五二%	二・八二%	〇・一〇%

第二号の表備考イ中「百分の九十」の下に「（当該共済契約に係るてん補方式が地震等限定てん補方式である場合にあっては、百分の百）」を加え、同表備考ロ中「第五十四条第八号」を「第五十四条第十号」に改め、同表備考ハ中「百分の九十」の下に「（当該共済契約に係るてん補方式が地震等限定てん補方式である場合にあっては、百分の百）」を加え、同表備考ニ一中「同表の下欄に掲げる割合」の下に「（当該共済契約に係るてん補方式が地震等限定てん補方式である場合にあっては、百分の百）」を加え、第一号の次に次の一号を加える。

二　漁獲共済のうちてん補方式が規則第五十四条第八号（規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる要件に該当する特約に係る方式（以下「地震等比例てん補付約定限度内てん補方式」という。）である共済契約に係るものの法第百十二条第二項の基準共済掛金率（第四号に規定するものを除く。）は、次のイからハまでに掲げる場合に応じ、それぞれイからハまでに定める率とする。

イ　当該特約で定める割合が百分の三十の場合　前号の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の約定限度内てん補方式の欄の上欄に掲げる率（同表備考ラ、ウ、ヰ又はオによって得た率）に百分の十を加えて得た率

ロ　当該特約で定める割合が百分の二十の場合　前号の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の約定限度内てん補方式の欄の上欄に掲げる率（同表備考ラ、ウ、ヰ又はオによって得た率）に百分の十を加えて得た率

ハ　当該特約で定める割合が百分の十の場合　前号の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の約定限度内てん補方式の欄の下欄に掲げる率（同表備考ラ、ウ、ヰ又はオによって得た率）に百分の十二を加えて得た率

四　漁獲共済のうち法第百十三条の三に規定する包括継続申込特約がある共済契約であってもてん補方式が地震等比例てん補付約定限度内てん補方式であるものに係るものの法第百十二条第二項の基準共済掛金率は、次のイからハまでに掲げる場合に応じ、それぞれイからハまでに定める率とする。

イ　当該特約で定める割合が百分の三十の場合　前号の表の上欄に掲げる漁業の種類に応じそれぞれ同表の約定限度内てん補方式の欄の上欄に掲げる率（同表備考イ、ハ又はニによって得た率）に百分の十を加えて得た率

ロ　当該特約で定める割合が百分の二十の場合　前号の表の上欄に掲げる漁業の種類に応じそれぞれ同表の約定限度内てん補方式の欄の中欄に掲げる率（同表備考イ、ハ又はニによって得た率）に百分の十一を加えて得た率

ハ　当該特約で定める割合が百分の十の場合　前号の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の約定限度内てん補方式の欄の下欄に掲げる率（同表備考イ、ハ又はニによって得た率）に百分の十二を加えて得た率

附　則

1　この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十一年十月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年九月三十日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

2　平成二十一年十月一日以降一年間に締結される当初契約（当該当初契約に係るてん補方式が第二号に規定する地震等比例てん補付約定限度内てん補方式である場合に限る。）の基準共済掛金率は、同号の規定にかかわらず、次のイからハまでに掲げる場合に応じ、それぞれイからハまでに定める率とする。

イ　当該特約で定める割合が百分の三十の場合　第一号の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の約定限度内てん補方式の欄の上欄に掲げる率（同表備考ラ、ウ又はヰに該当する場合にあっては、同表備考ラ、ウ又はヰによって得た率）に百分の十を加えて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）

ロ　当該特約で定める割合が百分の二十の場合　第一号の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の約定限度内てん補方式の欄の中欄に掲げる率（同表備考ラ、ウ又はヰに該当する場合にあっては、同表備考ラ、ウ又はヰによって得た率）に百分の八十を乗じて得た率に百分の十一を加えて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）

ハ　当該特約で定める割合が百分の十の場合　第一号の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の約定限度内てん補方式の欄の下欄に掲げる率（同表備考ラ、ウ又はヰに該当する場合にあっては、同表備考ラ、ウ又はヰによって得た率）に百分の八十を乗じて得た率に百分の十二を加えて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）

○農林水産省告示第千三百十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百二十二条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百七号（漁業災害補償法第百二十二条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む）の規定に基づき基準共済掛金率を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から施行する。

平成二十一年九月十六日

農林水産大臣　石破　茂

第一号中「漁業災害補償法（以下「法」という。）」を「養殖共済のうち漁業災害補償法（以下「法」という。）第百十五条第一項の政令で定める養殖水産動植物であって同条第三項の政令で定めるもの以外のものに係るものの法」に、「次号」を「第三号」に改め、同号の表（備考を除く。）を次のように改める。